



平成25年分確定申告のお知らせ

関下関税務署(☎222-3441)
※ダイヤル後、「0」番を選択

●申告・納付期限

▷所得税・復興特別所得税・贈与税=3月17日(月)
▷個人事業者の消費税・地方消費税=3月31日(月)

●確定申告が必要な方

▷事業(商業、工業、農業、医業、漁業など)所得や不動産(地代、家賃)所得などがある方で、1年間の所得金額の合計額が所得控除合計額を超える方 ▷土地、建物などを譲渡した方 ▷給与収入が年間2,000万円を超える方 ▷年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える方など ※一年間の公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要になりました。ただし、住民税の申告が必要な場合があります ※平成26年1月から個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う全ての方について、記帳と帳簿等の保存が必要になりました

●安心・便利な振替納税を

所得税・復興特別所得税や個人事業者の消費税・地方消費税の納税には、安心で安全・確実な振替納税を利用してください。利用する場合は「口座振替依頼書」を申告期限までに税務署へ提出してください。

●確定申告会場

平成25年分の所得税、復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の確定申告会場は、海峡メッセ下関4階イベントホール(豊前田町三丁目/駐車場は有料)です。

期 2月17日～3月17日 ※土・日曜日を除く ▷受付時間=午前9時～午後4時 ※期間中は、下関税務署(竹崎町四丁目)での相談は受け付けていませんが、申告書の提出はできます。海峡メッセ下関会場での納税は不可

●申告は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)が便利



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると、自動計算で所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成でき、そのまま「e-Tax(電子申告)」を利用して提出するか、紙に印刷して提出できます。※確定申告に必要な用紙(申告書・決算書・収支内訳書や医療費の明細書など)は国税庁ホームページから入手できる他、税務署・市役所・各総合支所にもあります



平成26年度 市・県民税の申告を

関市民税課(☎231-1916)

●市・県民税の申告を

対平成26年1月1日現在、市内に住所があり、平成25年中に次のことに該当する方 ▷商業、製造業、農業、漁業などの事業をしている方 ▷地代、家賃などの収入があった方 ▷土地や建物を持って、譲渡所得があった方 ▷給与所得者で、勤務先から給与支払報告書の提出がない方、他に所得のある方 ▷平成25年中に会社などを退職した方 ▷雑損控除や医療費控除を受けようとする方 ▷市内に住所はないが、事業所や家屋敷のある方 ※一年間の公的年金等の収入が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要(還付を受ける場合を除く)ですが、公的年金等以外の所得がある場合や、控除の変更・追加がある場合は、市・県民税の申告が必要です ※市・県民税の申告が必要な方は、申告書が届いていない場合でも各会場に用意する申告書で申告を ※所得のない方も、申告が済んでいないと所得などの証明書を発行できません ※平成25年分の確定申告をする方は、市・県民税の申告をする必要はありません

●市・県民税の申告は

申告の受け付けは、次の日程で行いますので、申告会場のいずれかで期間中に申告してください。

■申告会場・期間

▷内日公民館=2月3・4日
▷吉母公民館=2月4日
▷吉見公民館=2月5・6日
▷王司公民館=2月6・7日
▷王喜公民館=2月7・10日
▷清末公民館=2月10・12日
▷吉田公民館=2月12・13日
▷安岡公民館=2月13・14日
▷小月公民館=2月14・17日
▷長府東公民館=2月18・19日
▷勝山公民館=2月20・21・24日
▷長府公民館=2月25・26・27日
▷彦島公民館=2月28日、3月3・4日
▷川中公民館=3月5・6・7日
▷市役所7階大会議室=2月17日～3月17日(土・日曜日を除く)

■受付時間

午前9時～11時30分、
午後1時～4時30分

※市役所駐車場は庁舎建設工事のため、混雑することが予想されます。車で来庁の際には、赤間町駐車場を利用してください

※総合支所管内に住んでいる方は、各総合支所から個別に配布・回覧する文書で申告会場などを確認してください





投票日
2月23日(日)

投票時間

- ▷本庁管内=午前7時～午後8時
- ▷総合支所管内=午前7時～午後7時
- ※六連投票区は午後5時まで
- ※蓋井投票区は22日の午後4時まで

※期日前投票所の場所・投票できる時間などの詳細は、入場整理券で確認してください

臨時福祉給付金に関するお知らせ

臨時福祉給付金室(☎231-1208)

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金事業について、制度の概要をお知らせします。

※具体的な給付の方法はまだ決まっていません。申請・支給の開始時期や申請方法などの詳細は、次号以降の市報でお知らせする予定です。市ホームページでも最新情報を随時お知らせします

▶『厚生労働省「臨時福祉給付金」ダイヤル』
(☎03-3595-3529)

給付対象者

平成26年度分市町村民税(均等割)が課税されない者(市町村民税(均等割)が課税される者の扶養親族等を除く)※生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない

申請先

平成26年1月1日において住民登録がされている市町村 ※申請・支給手続は現在準備中

❗ 詐欺にご注意ください

現時点では、申請手続きを含め、市での給付手続きはまだ始まっていませんので、市から臨時福祉給付金の給付に関して電話をすることはありません。「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」には十分ご注意ください。



給付額

給付対象者1人につき1万円

加算

給付対象者の中で以下の①か②のいずれかに該当する者は5,000円を加算

- ①老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
- ②児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

庁舎整備に伴い、議会と関係部局を移転します

庁舎整備に伴う執務室などの移転を行いますので、移転先の業務開始日と場所をお知らせします。

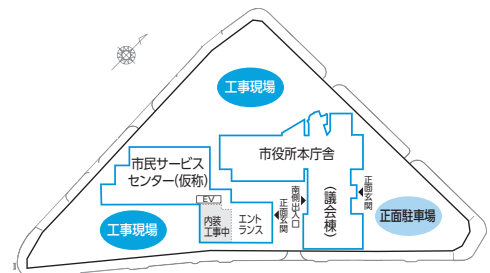
市民サービスセンター(仮称)への移転

- ◇議会関係(議場、委員会室、会派控室、議会事務局など)
業務開始日 2月3日(月) 場所 7～9階
※詳細は23号参照
- ◇下関市立唐戸保健センター(☎231-1233)
業務開始日 2月10日(月) 場所 3階
- ◇下関保健所X線検査室・相談室(保健予防課予防係☎231-1530)
業務開始日 2月10日(月) 場所 3階
- ◇市民部(防災安全課)
業務開始日 3月10日(月) 場所 5階



市役所本庁舎への移転

- ◇保健部(保健部総務課、健康づくり課)
業務開始日 2月17日(月) 場所 現議会棟2階
- ◇保健部(保健予防課、生活衛生課)
業務開始日 2月17日(月) 場所 現議会棟3階
- ※特に記載のないものは、電話・ファクス番号に変更はありません
- ※市民サービスセンター(仮称)の住所は、市役所本庁舎と同じ南部町1番1号です



図管財課(☎231-1866)